

デビットカード取引規定

1. (適用範囲)

普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下、同じ。）および貯蓄預金（以下これらを「預金」という。）について発行したキャッシュカード（以下「カード」という。）は、次の各号のうちのいずれかの者（以下「加盟店」という。）にカードを提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」という。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」という。）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」という。）から預金の引落しによって支払う取引（以下「デビットカード取引」という。）については、この規定により取扱います。

- (1) 日本デビットカード推進協議会（以下「協議会」という。）所定の加盟店規約（以下「規約」という。）を承認のうえ、協議会に直接加盟店として登録され、協議会の会員である一または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」という。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」という。）
- (2) 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人
- (3) 規約を承認のうえ、協議会に任意組合として登録され、加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人

2. (利用方法等)

- (1) カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引にかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」という。）に読み取らせるか、または加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（加盟店従業員を含む。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2) 次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。
 - ① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
 - ② 1日あたりのカードの利用金額が、当組合が定めた範囲を超える場合
 - ③ 1回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合

- ④ 購入する商品または提供を受ける役務等が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合
- (3) 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。
- ① 当組合所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
 - ② カード（磁気ストライプの電磁的記録を含む。）が破損している場合
- (4) 当組合がデビットカード取引を行うことができないと定めている日または時間帯は、デビットカード取引を行うことはできません。

3. (デビットカード取引契約等)

前条第1項により暗証番号の入力がなされた時に、加盟店との間で、売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下「デビットカード取引契約」という。）が成立し、かつ当組合に対して、売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出を省略するものとします。ただし、暗証番号の入力がなされた後に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されない場合には、デビットカード取引契約は成立せず、当組合に対して売買取引債務相当額の預金引落しの指図および売買取引債務の弁済の委託はなされなかったものとみなします。

4. (取引が解消された場合の取扱い)

- (1) デビットカード取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、デビットカード取引契約が解除（合意解除を含む。）、取消し等により適法に解除された場合（売買取引の解消と併せてデビットカード取引契約が解消された場合を含む。）であっても、加盟店以外の第三者（加盟店の特定承継人および当組合を含む。）に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当組合に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとします。
- (2) 前項にかかわらず、デビットカード取引を行った加盟店にカードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれを受けて端末機から取消の電文を送信し、当組合が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中かつ当組合が定めるデビットカード取引を行うことができる時間内に受信した場合に限り、当組合は預金口座の預

金の復元をします。加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読取らせるか、または加盟店にカードを引渡したうえ加盟店をして端末機に読取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないとき、または何らかの理由で当組合が当該電文を受信することができないとき（当組合がデビットカード取引を行うことができない時間帯の場合も含む。）は、預金口座の預金の復元はできません。

- (3) 第1項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。
- (4) デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらず、これを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、本条第1項から前項に準じて取扱うものとします。
- (5) 本条に定める取扱いにより発生した損害については、当組合は責任を負いません。

5. (暗証照合等)

端末機によりカードを確認し、端末操作の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認してデビットカード取引を行ったうへは、カードまたは暗証が偽造、変造、盗用等不正に使用された場合でも、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

6. (端末機の操作等)

端末機の使用に際し金額等の誤操作により発生した損害については、当組合は責任を負いません。

7. (通帳記入)

デビットカード取引により預金口座から引落しがなされた金額の通帳記入は、通帳を当組合の支払機および振込機で使用されたときまたは当組合本支店の窓口へ提出されたときに行います。

8. (デビットカード取引停止、停止解除)

- (1) カードによるデビットカード取引を停止または停止解除する場合には、当組合所定の書面により届け出てください。

この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

- (2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードによるデビットカード取引の利用を不適当と認める場合には、その利用をお断りすることがあります。

9. (代理人カード)

- (1) 代理人に対して発行されたキャッシュカード（以下、「代理人カード」という。）もデビットカード取引に利用することができます。
- (2) 代理人カードについても、この規定を適用します。

10. (キャッシュカード規定)

この規定に定めのない事項については、当組合キャッシュカード規定により取扱います。

11. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

2020年 4月 1日改定